

健障福第 885 号
平成 24 年 6 月 29 日

横浜市移動支援事業者各位

横浜市健康福祉局障害福祉部
障害福祉課長 佐藤 友也

移動支援事業の請求に係るサービス提供報告書の記入・提出方法について（通知）

日ごろから、横浜市障害者福祉施策について御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

横浜市移動支援事業の請求に係るサービス提供報告書の提出について、一部の事業所で誤った記入方法や提出方法で行っている事例が見受けられます。

記入方法・記入例・提出方法について再度御確認いただき、正しい方法で行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

従来とは取扱いを一部変更した部分もありますので、別紙及び「障害福祉情報サービスかながわ」や横浜市ホームページに掲載の様式・記入例・提出方法について、必ず御確認ください。

なお、正しい記入方法や提出方法が守られていない場合、請求エラーとして、エラー通知や否決（支払不可）を行うことがあります。

請求前に誤りがないか、よく確認してから御提出いただきますようお願いいたします。

※別紙のほか、次のページも御参照ください。

- ・「障害福祉情報サービスかながわ」（通称：らくらく）
「書式ライブラリ」→「横浜市からのお知らせ」
(2012/06/22 移動支援事業のサービス提供報告書の様式・記入例・提出方法)
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

- ・横浜市ホームページ
トップページから「ガイドヘルプ」で検索
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/shien/haken.html>

※らくらくにも同じものを掲載しています

横浜市健康福祉局障害福祉課移動支援係
担当： 渡辺、坂下、城内
TEL： 045-671-2401
FAX： 045-671-3566

移動支援事業の請求に係るサービス提供報告書の記入・提出方法について（別紙）

《注意：変更した取扱い》（平成 24 年 7 月請求分から適用）

●算定外の時間（中抜きなど）について

→欄外への補記に加え、「提供時間」欄にも算定対象の時間のみを補記してください。

※利用者の訂正印は不要です。

サービス内容及び契約支給量		移動介護			30 時間		確認欄		算定時間			加算		グ 支 援 単 位	基 準 単 価
日付	曜日	移動介護計画			サービス提供時間		提供者 印	利用者 印	全時間	夜間 早朝	深夜	グ 支 援 単 位	基 準 単 価	時間帯の時間数を記入	
		開始 時間	終了 時間	計画 時間数	開始 時間	終了 時間								算定時間	加算
4	月	10:00	14:00	3.5	10:00	13:00	印	印	3.5	※13:00~13:30				算定外	
					10:00	14:00									
5	火	7:00	9:00	2											

《よくある誤り》

●サービス提供報告書の受給者証番号を書き間違えている

→「サービス提供報告書が未提出」として、否決します（過誤不要、再請求してください）。

従来は「受給者証番号が一致しません」というエラー通知のみ行っていましたが、対応する受給者証番号のサービス提供報告書が提出されていない場合、請求を否決します。

●15 分間のサービス提供について、0.5 時間分として算定・請求している。

→エラー通知の対象とします（過誤取下げが必要です）。

最初の 0.5 時間の算定ができるのは、20 分以上のサービス提供がある場合です。

※1.0 時間以上の算定は、15 分以上で 30 分の算定可（45 分間の提供は 1.0 時間の算定可）

●二人対応のサービスに対し、「基本（二人目以降）」のサービスコードを使用せず、「基本」のサービスコード 2 回分で請求している

→エラー通知の対象とします（過誤再請求が必要です）。

二人対応を行った場合、一人目の分については「基本」のサービスコード、二人目の分については「基本（二人目以降）」のサービスコードで請求してください。

●二人対応のサービスについて、サービス提供報告書で 2 行に分けず、1 行に記入して「提供者」欄に印を 2 名分押印している。

→エラー通知の対象とします（過誤や書類訂正は不要ですが、次回以降正しく記入してください）。

二人対応の場合は、提供者 1 名ごとに 1 行ずつサービス提供報告書に記入してください。

提出先：〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 18 番地 KRC ビル 6 階
 横浜市健康福祉局 障害福祉課 移動支援係
 担当：坂下、城内 TEL：045-671-2401 FAX：045-671-3566

※平成 24 年 7 月 2 日から、障害福祉部の執務室を上記住所に移転します。郵送する際は御注意ください。